

長井市地域防災計画修正（第1編 総則）

現 行	修 正	修正理由等																																										
<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域の特性と災害要因、災害記録</b></p> <p><b>1 位置・面積</b> 本市は山形県の西南部、西置賜のほぼ中央に位置し、東は南陽市、西は小国町、南は飯豊町と川西町に、北は白鷹町と朝日町に接している。経度緯度、面積等については次の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">極 南</td><td style="text-align: right;">北緯</td><td style="text-align: right;">38° 02' 21"</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">極 北</td><td style="text-align: right;">北緯</td><td style="text-align: right;">38° 14' 35"</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">極 東</td><td style="text-align: right;">東経</td><td style="text-align: right;">140° 06' 46"</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">極 西</td><td style="text-align: right;">東経</td><td style="text-align: right;">139° 52' 58"</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">総面積</td><td></td><td style="text-align: right;">214.67 km<sup>2</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: right;">森林面積</td><td></td><td style="text-align: right;">135.59 km<sup>2</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: right;">標高(最高)</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: right;">1,609 m</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">(最低)</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: right;">194 m</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">平野部</td><td></td><td style="text-align: right;">194～230 m</td></tr> </table> <p><b>2 自然条件</b> (1)～(3) 略 (4) 気象 本市は内陸性気候区に属しているが、西方の朝日山系の影響を強く受けている。すなわち冬季の卓越風（※ある地域で一定期間内に最も多く吹く風）が非常に強く、朝日山系の風背面にあたることから多量の積雪をみる。また、本市は日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上、中旬になり、北上する前線の速度が速く期間もやや短い。夏季にはまれに冷害が発生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。台風の被害はあまり受けない。長井市平山気象観測所での観測によると、年平均気温は <u>10.6℃</u>で県内では比較的温暖である。年平均降水量は <u>1,854.1mm</u>で全国の平均 <u>1,718mm</u>より多い。最多風向は北西方向であり、冬期間がとくに強く風による被害の出ることもある。積雪は平野部 1.2m、山麓部で 1.7m前後あり、積雪期間は平年 12月中旬から 110日以上に及んでいる。各月毎の降水量は7月が最も多く、後は冬期に集中し、年降水量の <u>36%</u>が12月～3月の <u>降雪にもたらされている</u>。また月降水量の変動を知る目的で、それぞれの月の標準差を求め、それを平均値で割って変動係数を算出すると8月が最も変動が激しく、100mm以上から 300mm以下の変動幅をもち、8月に降水性の豪雨がしばしば発生していることを裏付けている。8月以下、7、6、9月で変動が大きく冬期の降雪量と比較すると夏季の降水量の方が不安定である。 ア～エ 略</p> <p><b>3～4 略</b></p>	極 南	北緯	38° 02' 21"	極 北	北緯	38° 14' 35"	極 東	東経	140° 06' 46"	極 西	東経	139° 52' 58"	総面積		214.67 km <sup>2</sup>	森林面積		135.59 km <sup>2</sup>	標高(最高)	—	1,609 m	(最低)	—	194 m	平野部		194～230 m	<p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 地域の特性と災害要因、災害記録</b></p> <p><b>1 位置・面積</b> 本市は山形県の西南部、西置賜のほぼ中央に位置し、東は南陽市、西は小国町、南は飯豊町と川西町に、北は白鷹町と朝日町に接している。経度緯度、面積等については次の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">東 端</th> <th style="text-align: center;">西 端</th> <th style="text-align: center;">南 端</th> <th style="text-align: center;">北 端</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">経 度</td> <td style="text-align: center;">140° 06' 36"</td> <td style="text-align: center;">139° 52' 39"</td> <td style="text-align: center;">140° 01' 53"</td> <td style="text-align: center;">139° 54' 59"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緯 度</td> <td style="text-align: center;">38° 07' 45"</td> <td style="text-align: center;">38° 11' 59"</td> <td style="text-align: center;">38° 02' 32"</td> <td style="text-align: center;">38° 14' 48"</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">総面積 214.67 km<sup>2</sup> 森林面積 146.45 km<sup>2</sup> 標高(最高) 1,609.4 m (最低) 192.1 m (平野部) 194～230 m</p> <p><b>2 自然条件</b> (1)～(3) 略 (4) 気象 本市は内陸性気候区に属しているが、西方の朝日山系の影響を強く受けている。すなわち冬季の卓越風（※ある地域で一定期間内に最も多く吹く風）が非常に強く、朝日山系の風背面にあたることから多量の積雪をみる。また、本市は日本の東北部に位置するため、梅雨期は7月上、中旬になり、北上する前線の速度が速く期間もやや短い。夏季にはまれに冷害が発生することがあり、また8月には洪水性の豪雨もしばしばみられる。台風の被害はあまり受けない。長井市平山気象観測所での観測によると、年平均気温は <u>11.0℃</u>で県内では比較的温暖である。年平均降水量は <u>1,856.5mm</u>で全国の平均 <u>1,661.5mm</u>より多い。最多風向は北西方向であり、冬期間がとくに強く風による被害の出ることもある。積雪は平野部 1.2m、山麓部で 1.7m前後あり、積雪期間は平年 12月中旬から 110日以上に及んでいる。各月毎の降水量は7月が最も多く、後は冬期に集中し、年降水量の <u>34%</u>が12月～3月の <u>降雪によりもたらされている</u>。また月降水量の変動を知る目的で、それぞれの月の標準差を求め、それを平均値で割って変動係数を算出すると8月が最も変動が激しく、100mm以上から 300mm以下の変動幅をもち、8月に降水性の豪雨がしばしば発生していることを裏付けている。8月以下、7、6、9月で変動が大きく冬期の降雪量と比較すると夏季の降水量の方が不安定である。 ア～エ 略</p> <p><b>3～4 略</b></p>	位 置	東 端	西 端	南 端	北 端	経 度	140° 06' 36"	139° 52' 39"	140° 01' 53"	139° 54' 59"	緯 度	38° 07' 45"	38° 11' 59"	38° 02' 32"	38° 14' 48"	<p>標記を既存資料に統一</p> <p>時点修正 表現の適正化</p>
極 南	北緯	38° 02' 21"																																										
極 北	北緯	38° 14' 35"																																										
極 東	東経	140° 06' 46"																																										
極 西	東経	139° 52' 58"																																										
総面積		214.67 km <sup>2</sup>																																										
森林面積		135.59 km <sup>2</sup>																																										
標高(最高)	—	1,609 m																																										
(最低)	—	194 m																																										
平野部		194～230 m																																										
位 置	東 端	西 端	南 端	北 端																																								
経 度	140° 06' 36"	139° 52' 39"	140° 01' 53"	139° 54' 59"																																								
緯 度	38° 07' 45"	38° 11' 59"	38° 02' 32"	38° 14' 48"																																								

現 行	修 正	修正理由等
<p><b>5 社会的要因</b></p> <p>(1) 人口</p> <p><u>令和4年3月末日現在の本市の人口は25,600人、世帯数は9,991世帯であり、一世帯当たりの人員は2.6人となっている。</u>人口の推移を見ると、昭和20年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を割り込んでいる。</p> <p>世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区とも減少している。</p> <p>人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>6 災害記録</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雪害</p> <p>本市は豪雪地域であり昭和49、53、54、55年と連続的に豪雪にみまわれ、中でも昭和55年には雪下ろし作業中に2名の死亡者があった。そうした状況の中、除雪機械の増強、消雪道路、流雪溝の整備により幹線道路等の交通の確保に努めてきた。また、平成6年には国道287号、113号が地吹雪に見舞われ、2名の死者が発生したが、地吹雪に伴う交通遮断は、日常生活に大きな支障をきたすことから、防雪柵が設置されている。近年では、<u>平成17年、23年、26年度</u>に豪雪対策本部が設置されるなど、豪雪被害は産業、経済、文化、日常生活に計り知れない影響を及ぼしており、<u>平成25年、26年、29年度、令和4年度</u>には、除雪中の事故により1名ずつの死者が発生している。今後とも雪害解消施策の推進と地域住民の協力体制の確立に努める必要がある。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節～第6節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 防災関係機関等の事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p><b>5 社会的要因</b></p> <p>(1) 人口</p> <p><u>令和5年3月末日現在の本市の人口は25,091人、世帯数は10,020世帯であり、一世帯当たりの人員は2.5人となっている。</u>人口の推移を見ると、昭和20年頃をピークにその後人口が徐々に減少している。昭和60年前後には一旦増加傾向が見られたが、平成に入り再び減少傾向に転じ、平成21年には30,000人を割り込んでいる。</p> <p>世帯数は、人口の減少とは逆に増加している状況である。年齢3区分別の人口比率では、高齢者人口（65歳以上）比率が上昇しており、特に平成に入ってから増加率が高くなっており、現在では市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっている。これに対し生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、減少傾向にある。また昭和55年以降の地区別の人口を見ると、各6地区とも減少している。</p> <p>人口の高齢化に伴い、要配慮者対策の重要性が増しているとともに、災害発生時の応急対策や初期活動、自主防災活動への支障が懸念される。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p><b>6 災害記録</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雪害</p> <p>本市は豪雪地域であり昭和49、53、54、55年と連続的に豪雪にみまわれ、中でも昭和55年には雪下ろし作業中に2名の死亡者があった。そうした状況の中、除雪機械の増強、消雪道路、流雪溝の整備により幹線道路等の交通の確保に努めてきた。また、平成6年には国道287号、113号が地吹雪に見舞われ、2名の死者が発生したが、地吹雪に伴う交通遮断は、日常生活に大きな支障をきたすことから、防雪柵が設置されている。近年では、<u>平成17年度、23年度、26年度、令和4年度</u>に豪雪対策本部が設置されるなど、豪雪被害は産業、経済、文化、日常生活に計り知れない影響を及ぼしており、<u>平成26年、27年、30年、令和4年</u>には、除雪中の事故により1名ずつの死者が発生している。今後とも雪害解消施策の推進と地域住民の協力体制の確立に努める必要がある。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>7 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節～第6節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>1～2 略</b></p> <p><b>3 防災関係機関等の事務又は業務の大綱</b></p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>時点修正</p> <p>令和4年度豪雪を追記  豪雪対策本部の設置は「年度」で、  死亡事故は発生日を基準として  「年」で統一</p>

現 行				修 正				修正理由等
(6) 指定公共機関				(6) 指定公共機関				
機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧	
東日本旅客鉄道株式会社	略	略	略	東日本旅客鉄道株式会社	略	略	略	
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	略	略	略	東日本電信電話株式会社 (山形支店)	略	略	略	
株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> (山形支店)  KDDI 株式会社  ソフトバンク株式会社  楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。	株式会社 <u>NTTドコモ</u> (山形支店)  KDDI 株式会社  ソフトバンク株式会社  楽天モバイル株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。	
日本銀行 (山形事務所)			略	日本銀行 (山形事務所)			略	
<u>郵便事業</u> 株式会社 ( <u>長井支店</u> )	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること。 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金に関すること。	<u>日本郵便</u> 株式会社 ( <u>長井郵便局</u> )	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること。 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金に関すること。	

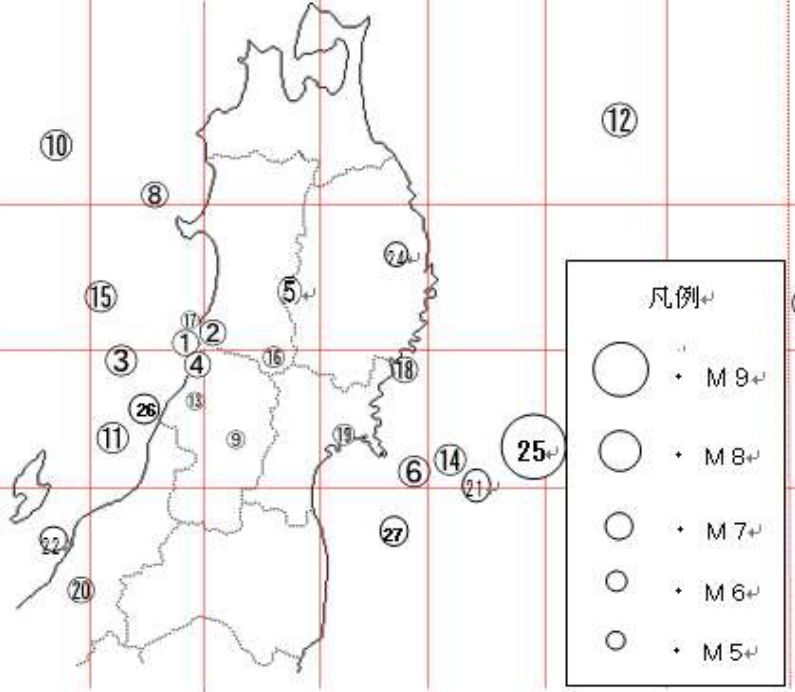
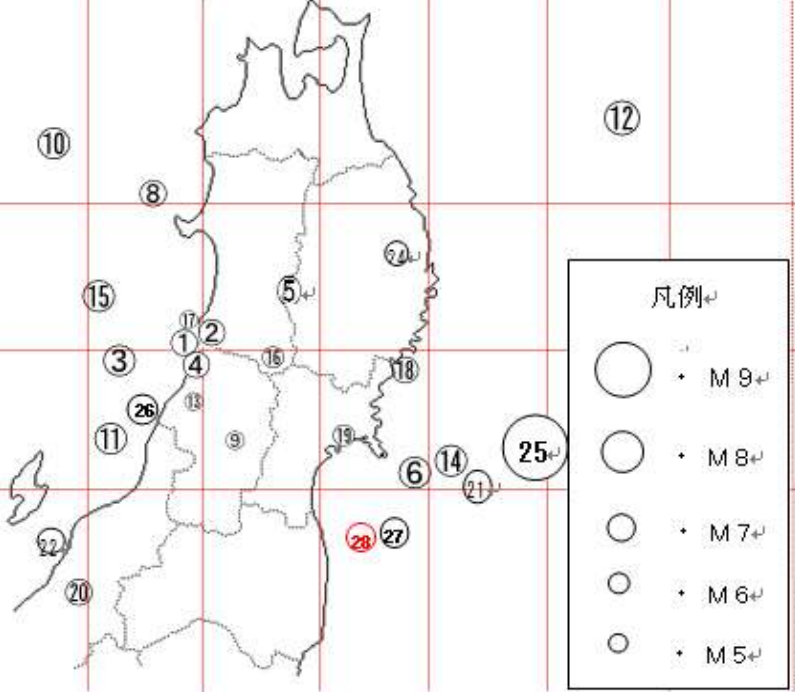
現 行				修 正				修正理由等
日本赤十字社 (山形県支部)		略		日本赤十字社 (山形県支部)		略		
日本放送協会 (山形放送局)	略	略	略	日本放送協会 (山形放送局)	略	略	略	
日本通運株式会社 (長井営業所)		1 物資等の各種輸送 計画の策定及び実 施に関する事 2 緊急及び代行輸送 体制の確立及び貨 物の損害防止に 関すること。		日本通運株式会社 (山形支店)		1 物資等の各種輸送 計画の策定及び実 施に関する事 2 緊急及び代行輸送 体制の確立及び貨 物の損害防止に 関すること。		
東北電力ネットワ ーク株式会社 (長井電力センター)	略	略	略	東北電力ネットワ ーク株式会社 (長井電力センター)	略	略	略	
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー 山形 株式会社さくらんぼ テレビジョン 株式会社エフエム 山形	<u>災害予防の放送に 関すること。</u>	<u>1 気象予報、注意報 警報及び災害情報 等の放送に関する こと。</u> <u>2 救援奉仕活動及び 奉仕団体等の活動 に対する協力に関す ること。</u>		削除				
山交バス株式会社 第一貨物株式会社		<u>災害時における自動 車輸送の確保及び緊 急輸送の実施に関す ること。</u>						
山形鉄道株式会社		<u>災害時における鉄 道輸送の確保及び 緊急輸送の実施に 関すること。</u>						
白川土地改良区 野川土地改良区	<u>水門、水路、ため池 及び農道、その他農 業用施設の整備及び 維持管理に関する こと。</u>	<u>農地及び農業用施 設の被災状況調査に 関すること。</u>	<u>農地及び農業用 施設の災害復旧事 業に関すること。</u>					
社団法人 山形県医師会		<u>災害時における医療 救護に関すること。</u>						

現 行	修 正				修正理由等																				
<p>新設</p>	<p>(7) 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1270 277 2350 1108"> <tr> <td data-bbox="1270 277 1525 558"> <u>山形放送株式会社</u>  <u>株式会社山形テレビ</u>  <u>株式会社テレビユー山形</u>  <u>株式会社さくらんぼテレビジョン</u>  <u>株式会社エフエム山形</u> </td> <td data-bbox="1525 277 1813 558"> <u>災害予防の放送に関すること。</u> </td> <td data-bbox="1813 277 2098 558"> <u>1 気象予報、注意報警報及び災害情報等の放送に関すること。</u>  <u>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2098 277 2350 558"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 558 1525 701"> <u>山交バス株式会社</u>  <u>第一貨物株式会社</u>  <u>公益社団法人山形県トラック協会</u> </td> <td data-bbox="1525 558 1813 701"></td> <td data-bbox="1813 558 2098 701"> <u>災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2098 558 2350 701"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 701 1525 844"> <u>山形鉄道株式会社</u> </td> <td data-bbox="1525 701 1813 844"></td> <td data-bbox="1813 701 2098 844"> <u>災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2098 701 2350 844"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 844 1525 1012"> <u>白川土地改良区</u>  <u>野川土地改良区</u> </td> <td data-bbox="1525 844 1813 1012"> <u>水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。</u> </td> <td data-bbox="1813 844 2098 1012"> <u>農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2098 844 2350 1012"> <u>農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 1012 1525 1108"> <u>一般社団法人山形県医師会</u> </td> <td data-bbox="1525 1012 1813 1108"></td> <td data-bbox="1813 1012 2098 1108"> <u>災害時における医療救護に関すること。</u> </td> <td data-bbox="2098 1012 2350 1108"></td> </tr> </table>				<u>山形放送株式会社</u> <u>株式会社山形テレビ</u> <u>株式会社テレビユー山形</u> <u>株式会社さくらんぼテレビジョン</u> <u>株式会社エフエム山形</u>	<u>災害予防の放送に関すること。</u>	<u>1 気象予報、注意報警報及び災害情報等の放送に関すること。</u> <u>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。</u>		<u>山交バス株式会社</u> <u>第一貨物株式会社</u> <u>公益社団法人山形県トラック協会</u>		<u>災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u>		<u>山形鉄道株式会社</u>		<u>災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u>		<u>白川土地改良区</u> <u>野川土地改良区</u>	<u>水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。</u>	<u>農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。</u>	<u>農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。</u>	<u>一般社団法人山形県医師会</u>		<u>災害時における医療救護に関すること。</u>		<p>県知事が指定する機関について、指定地方公共機関に分類するもの</p>
<u>山形放送株式会社</u> <u>株式会社山形テレビ</u> <u>株式会社テレビユー山形</u> <u>株式会社さくらんぼテレビジョン</u> <u>株式会社エフエム山形</u>	<u>災害予防の放送に関すること。</u>	<u>1 気象予報、注意報警報及び災害情報等の放送に関すること。</u> <u>2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。</u>																							
<u>山交バス株式会社</u> <u>第一貨物株式会社</u> <u>公益社団法人山形県トラック協会</u>		<u>災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u>																							
<u>山形鉄道株式会社</u>		<u>災害時における鉄道輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。</u>																							
<u>白川土地改良区</u> <u>野川土地改良区</u>	<u>水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。</u>	<u>農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。</u>	<u>農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。</u>																						
<u>一般社団法人山形県医師会</u>		<u>災害時における医療救護に関すること。</u>																							
<p>(7) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>				<p>号数の変更</p>																				

長井市地域防災計画修正（第2編 第1章）

現 行							修 正							修正理由等
<b>第1節 地震被害の想定</b>							<b>第1節 地震被害の想定</b>							時点修正 令和4年福島県沖地震を追加
略							略							
<b>1 想定地震</b> (1) 既往地震 山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。 主な地震記録と被害概況							<b>1 想定地震</b> (1) 既往地震 山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。 主な地震記録と被害概況							
番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況	番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況	
			北緯 (度)	東経 (度)						北緯 (度)	東経 (度)			
① ～ ②⑥	略	略	略	略	略	略	① ～ ②⑥	略	略	略	略	略	略	
②⑦	2021年2月13日 23時07分 (令和3年)	福島県沖	37.7	141.8	7.3 <u>(暫定 値)</u>	震度：米沢市・上山市・中山町・白鷹町5弱、山形市・鶴岡市・酒田市・長井市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家31棟の被害があった。	②⑦	2021年2月13日 23時07分 (令和3年)	福島県沖	37.7	141.8	7.3	震度：米沢市・上山市・中山町・白鷹町5弱、山形市・鶴岡市・酒田市・長井市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家31棟の被害があった。	
							②⑧	2022年3月16日 23時36分 (令和4年)	福島県沖	37.4	141.3	7.4	震度：中山町5強、白鷹町ほか9市町5弱、長井市ほか23市町村4 重症者4名、軽症者1名、住家半壊1棟、一部破損42棟、非住家8棟の被害があった。	



現 行	修 正	修正理由等
 <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節～第7節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 地域防災力強化計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育成強化対策</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 防災資機材の整備等</p> <p>市は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、<b>財団法人</b>自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用するなど、各自主防災組織への防災資機材の整備に努めるとともに、地域防災活動の拠点(コミュニティセンター等)への防災資機材の配置、消防水利(防火水槽等)、広場(避難路、避難地等)の整備を積極的に推進することにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	 <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節～第7節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第8節 地域防災力強化計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 自主防災組織の育成・強化</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育成強化対策</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 防災資機材の整備等</p> <p>市は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、<b>一般財団法人</b>自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用するなど、各自主防災組織への防災資機材の整備に努めるとともに、地域防災活動の拠点(コミュニティセンター等)への防災資機材の配置、消防水利(防火水槽等)、広場(避難路、避難地等)の整備を積極的に推進することにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。</p> <p>オ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>令和4年福島県沖地震を追加</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等																																																																																												
<p style="text-align: center;"><b>第9節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 ボランティアの活動対象</b></p> <p>災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 558 1222 1367"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> <th>必 要 な 資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">専門ボランティア</td> <td>医療</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>手話通訳、要約筆記</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>土砂災害危険個所の危険度の点検、判定等</td> <td>土砂災害等の知識を有する者</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>緊急点検被害調査</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>動物救護</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>歴史資料救済</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>市災害ボランティアセンターは主に一般ボランティアを対象とした支援を行うものとし、専門ボランティアの活動は、市並びに県災害対策本部からの要請に基づいて行われる。</p> <p><b>3～6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難体制整備計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1～2 略</b></p>	区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等	専門ボランティア	医療	略	略	介護	略	略	手話通訳、要約筆記	略	略	外国語通訳	略	略	砂防	土砂災害危険個所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者	水防協力団体	略	略	消防	略	略	被災建築物応急危険度判定	略	略	被災宅地危険度判定	略	略	通信	略	略	緊急点検被害調査	略	略	動物救護	略	略	歴史資料救済	略	略	一般ボランティア	略	略	<p style="text-align: center;"><b>第9節 災害ボランティア受入体制整備計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 ボランティアの活動対象</b></p> <p>災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1288 558 2338 1367"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> <th>必 要 な 資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">専門ボランティア</td> <td>医療</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>手話通訳、要約筆記</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等</td> <td>土砂災害等の知識を有する者</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>緊急点検被害調査</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>動物救護</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>歴史資料救済</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>市災害ボランティアセンターは主に一般ボランティアを対象とした支援を行うものとし、専門ボランティアの活動は、市並びに県災害対策本部からの要請に基づいて行われる。</p> <p><b>3～6 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第10節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難体制整備計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1～2 略</b></p>	区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等	専門ボランティア	医療	略	略	介護	略	略	手話通訳、要約筆記	略	略	外国語通訳	略	略	砂防	土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者	水防協力団体	略	略	消防	略	略	被災建築物応急危険度判定	略	略	被災宅地危険度判定	略	略	通信	略	略	緊急点検被害調査	略	略	動物救護	略	略	歴史資料救済	略	略	一般ボランティア	略	略	<p style="text-align: center;">土砂災害危険個所の呼称の廃止</p>
区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等																																																																																												
専門ボランティア	医療	略	略																																																																																											
	介護	略	略																																																																																											
	手話通訳、要約筆記	略	略																																																																																											
	外国語通訳	略	略																																																																																											
	砂防	土砂災害危険個所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者																																																																																											
	水防協力団体	略	略																																																																																											
	消防	略	略																																																																																											
	被災建築物応急危険度判定	略	略																																																																																											
	被災宅地危険度判定	略	略																																																																																											
	通信	略	略																																																																																											
	緊急点検被害調査	略	略																																																																																											
	動物救護	略	略																																																																																											
	歴史資料救済	略	略																																																																																											
	一般ボランティア	略	略																																																																																											
区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等																																																																																												
専門ボランティア	医療	略	略																																																																																											
	介護	略	略																																																																																											
	手話通訳、要約筆記	略	略																																																																																											
	外国語通訳	略	略																																																																																											
	砂防	土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者																																																																																											
	水防協力団体	略	略																																																																																											
	消防	略	略																																																																																											
	被災建築物応急危険度判定	略	略																																																																																											
	被災宅地危険度判定	略	略																																																																																											
	通信	略	略																																																																																											
	緊急点検被害調査	略	略																																																																																											
	動物救護	略	略																																																																																											
	歴史資料救済	略	略																																																																																											
	一般ボランティア	略	略																																																																																											



現 行	修 正	修正理由等
<p><b>3 指定避難所の指定</b></p> <p>市は、学校、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、施設の管理者（設置者）の同意を得たうえで指定し、機能の整備を図るものとし、指定にあたっては、次の事項に留意する。また、要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものの指定を推進する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他留意点</p> <p>ア 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署（特に総務課、健康スポーツ課）が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との<u>定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p><b>4 避難場所等の事前周知</b></p> <p>市は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(1) 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>市は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 避難場所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電機若しくは非常用電源設備を備えた構内放送や換気・照明設備、電話不通時やつながりにくい時にも使用可能な衛星通信の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても<u>施設・整備の機能</u>が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p><b>3 指定避難所の指定</b></p> <p>市は、学校、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、施設の管理者（設置者）の同意を得たうえで指定し、機能の整備を図るものとし、指定にあたっては、次の事項に留意する。また、要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものの指定を推進する。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他留意点</p> <p>ア 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署（特に総務課、健康スポーツ課）が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との<u>定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p><b>4 避難場所等の事前周知</b></p> <p>市は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(1) 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置</p> <p>市は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><b>5～6 略</b></p> <p><b>7 避難場所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電機若しくは非常用電源設備を備えた構内放送や換気・照明設備、<u>ガス設備</u>、電話不通時やつながりにくい時にも使用可能な衛星通信の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても<u>施設・設備の機能</u>が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 表現の適正化</p>

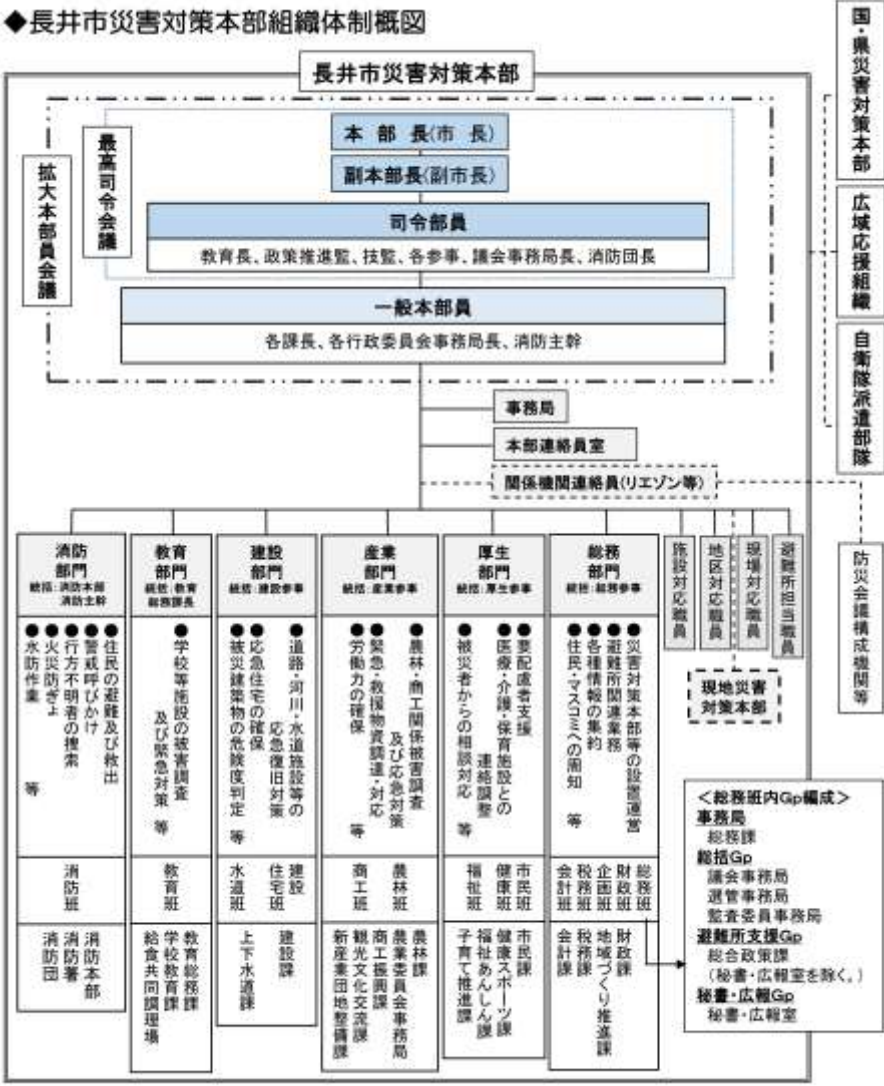
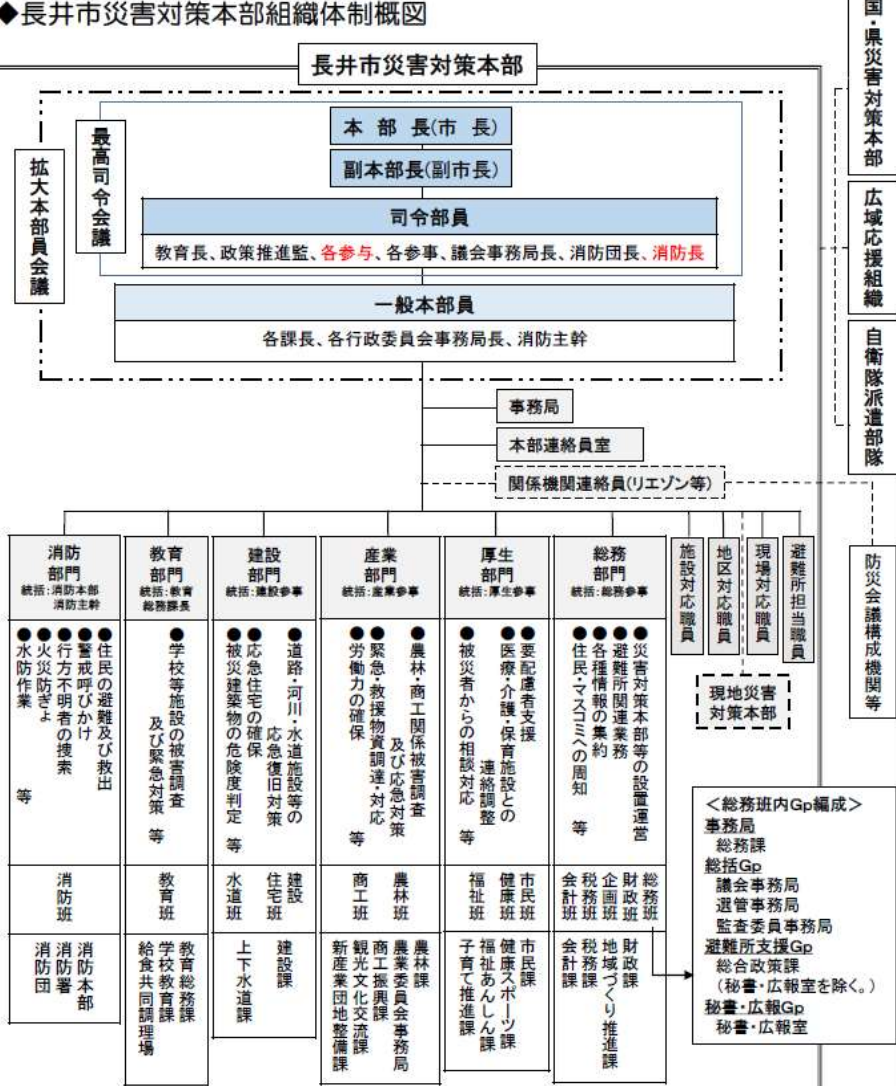
現 行	修 正	修正理由等																				
<p>8～12 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節～第14節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第15節 都市の防災化計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 公園・緑地整備事業の推進</b> 公園・緑地は、災害時における重要な避難救援場所になるとともに、大火災の延焼を防止する緩衝帯となる。また、物資集積の基地、緊急のヘリポートとしても利用可能なことから、防災上の重要な空間と位置付け、計画的な整備を図るものとする。 市内の主な公園・緑地：松ヶ池公園（長井市神明町） <u>長井あやめ公園</u>（長井市横町）</p> <p>2～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第16節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第17節 土砂災害等予防計画</b></p> <p>災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、<u>土砂災害危険箇所</u>の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。</p> <p><b>1 土砂災害危険箇所の調査・周知</b> (1)～(2) 略</p> <p><b>2 土砂災害予防対策の推進</b> (1) 土砂災害危険区域の指定 県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。</p> <table border="1" data-bbox="255 1642 1243 1885"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	<p>8～12 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節～第14節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第15節 都市の防災化計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 公園・緑地整備事業の推進</b> 公園・緑地は、災害時における重要な避難救援場所になるとともに、大火災の延焼を防止する緩衝帯となる。また、物資集積の基地、緊急のヘリポートとしても利用可能なことから、防災上の重要な空間と位置付け、計画的な整備を図るものとする。 市内の主な公園・緑地：松ヶ池公園（長井市神明町） <u>あやめ公園</u>（長井市横町） <u>生涯学習プラザ運動公園</u>（長井市九野本）</p> <p>2～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第16節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第17節 土砂災害等予防計画</b></p> <p>災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。</p> <p><b>1 土砂災害警戒区域等の調査・周知</b> (1)～(2) 略</p> <p><b>2 土砂災害予防対策の推進</b> (1) 土砂災害危険区域の指定 県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1642 2362 1885"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	<p>表現の適正化 防災拠点でもある生涯学習プラザ運動公園の追加</p> <p>土砂災害危険個所の呼称の廃止</p> <p>土砂災害危険個所の呼称の廃止</p>
法令名	指定箇所名																					
砂防法	砂防指定地																					
地すべり等防止法	地すべり防止区域																					
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																					
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																					
法令名	指定箇所名																					
砂防法	砂防指定地																					
地すべり等防止法	地すべり防止区域																					
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																					
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																					

現 行		修 正		修正理由等												
<table border="1"> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td><u>宅地造成等規制法</u></td> <td><u>宅地造成規制区域</u></td> </tr> </table>	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	<u>宅地造成等規制法</u>	<u>宅地造成規制区域</u>		<table border="1"> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u></td> <td><u>宅地造成等工事規制区域</u> <u>特定盛土等規制区域</u> <u>造成宅地防災区域</u></td> </tr> </table>	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>	<u>宅地造成等工事規制区域</u> <u>特定盛土等規制区域</u> <u>造成宅地防災区域</u>		関係法令等の改正に伴う変更、追加
森林法	保安林															
建築基準法	災害危険区域															
<u>宅地造成等規制法</u>	<u>宅地造成規制区域</u>															
森林法	保安林															
建築基準法	災害危険区域															
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>	<u>宅地造成等工事規制区域</u> <u>特定盛土等規制区域</u> <u>造成宅地防災区域</u>															
(2)～(8) 略		(2)～(8) 略														
3～6 略		3～6 略														
<b>第18節 略</b>		<b>第18節 略</b>														
<b>第19節 輸送体制整備計画</b>		<b>第19節 輸送体制整備計画</b>														
略		略														
1～5 略		1～5 略														
<b>6 緊急通行車両等確保のための事前対策</b>		<b>6 緊急通行車両等確保のための事前対策</b>														
市は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの <u>確認について、事前届出の普及に努め、次により事前届出事務を行う。</u>		市は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの <u>確認申出について、災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により申出及び届出を行う。</u>		災害対策基本法施行令の一部改正等												
(1) 緊急通行車両		(1) 緊急通行車両														
ア <u>事前届出対象車両</u>		ア <u>災害発生前における確認の対象車両</u>		表現の適正化												
災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。		災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。														
(ア)～(エ) 略		(ア)～(エ) 略														
(オ) <u>被災地の施設</u> 、設備の応急の復旧に関するもの		(オ) <u>施設</u> 、設備の応急の復旧に関するもの														
(カ) <u>清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの</u>		(カ) <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの</u>														
(キ)～(ケ) 略		(キ)～(ケ) 略														
イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から <u>調達する車両</u> であること。		イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から <u>調達する計画等がある車両</u> であること。		災害対策基本法施行令の一部改正等												
ウ <u>届出手続</u>		ウ <u>申出手続</u>														
対象となる車両の管理者等は、 <u>当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。</u>		対象となる車両の管理者等は、 <u>災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、及び緊急通行車両確認申出書、自動車検査証の写しを、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署又は県警本部に提出する。</u>														
エ <u>事前届出済証等の交付</u>		エ <u>緊急通行車両確認証明書等の交付</u>		災害対策基本法施行令の一部改正等												
<u>県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。</u>		<u>審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。</u>														

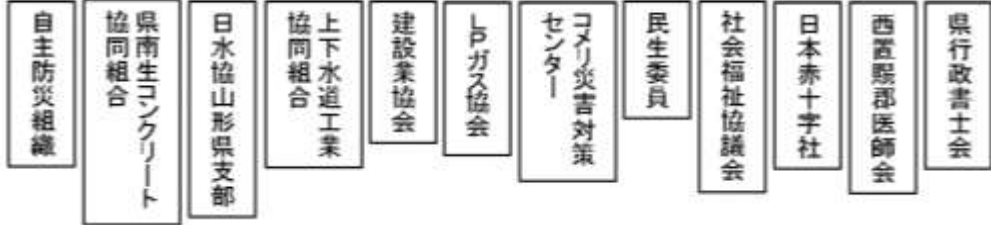
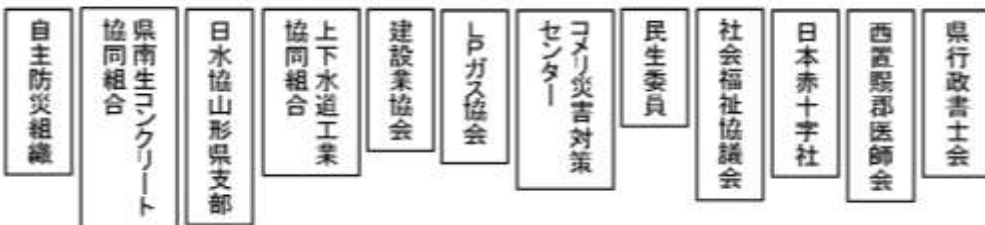
現 行	修 正	修正理由等
<p>(2) 規制除外車両 ア 事前届出対象車両 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。 (ア)～(イ) 略 (ウ) <u>患者等搬送車両</u> (特別な構造又は装置があるものに限る。) (エ) 略 イ 届出手続 対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び<u>緊急通行車両等事前届出書</u>を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。 ウ 事前届出済証等の交付 県公安委員会は、審査の結果、<u>緊急通行車両</u>に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、<u>緊急通行車両事前届出済証等</u>を届出者に交付する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第20節～第24節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第25節 要配慮者の安全確保計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 在宅の要配慮者対策</b> (1) 避難行動要支援者支援体制の確立 ア～キ 略</p> <p>(2)～(6) 略 (7) 防災資機材等の整備 市は、実情に応じて、要配慮者が居住する地域の自主防災組織を対象に、<u>移動の担架</u>、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を取める緊急避難セット等の必要な防災資機材の整備が促進されるよう取り組むものとする。</p> <p><b>2～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第26節 略</b></p>	<p>(2) 規制除外車両 ア 事前届出対象車両 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。 (ア)～(イ) 略 (ウ) <u>患者等搬送用車両</u> (特別な構造又は装置があるものに限る。) (エ) 略 イ 届出手続 対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び<u>規制除外車両事前届出書</u>を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。 ウ 事前届出済証等の交付 県公安委員会は、審査の結果、<u>規制除外車両</u>に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、<u>規制除外事前届出済証等</u>を届出者に交付する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第20節～第24節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第25節 要配慮者の安全確保計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 在宅の要配慮者対策</b> (1) 避難行動要支援者支援体制の確立 ア～キ 略 <u>ク デジタル技術の活用</u> <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(6) 略 (7) 防災資機材等の整備 市は、実情に応じて、要配慮者が居住する地域の自主防災組織を対象に、<u>移動用の担架</u>、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を取める緊急避難セット等の必要な防災資機材の整備が促進されるよう取り組むものとする。</p> <p><b>2～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第26節 略</b></p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>表現の適正化</p>



長井市地域防災計画修正（第2編第2章）

現 行	修 正	修正理由等								
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織</b></p> <p>略</p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 設置場所</p> <p>本部は、市役所本庁舎2階庁議室に置く。ただし、本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、次の順位により本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="273 598 973 688"> <tr> <td>第1 予定場所</td> <td>長井市置賜生涯学習プラザ</td> </tr> <tr> <td>第2 予定場所</td> <td>西置賜行政組合 <b>消防本部</b></td> </tr> </table> <p>(5) 略</p> <p>(6) 災害対策本部の組織編成等</p> <p>略</p> <p>ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。</p> <p>◆長井市災害対策本部組織体制概図</p> 	第1 予定場所	長井市置賜生涯学習プラザ	第2 予定場所	西置賜行政組合 <b>消防本部</b>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織</b></p> <p>略</p> <p><b>1 災害対策本部の設置</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 設置場所</p> <p>本部は、市役所本庁舎2階庁議室に置く。ただし、本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、次の順位により本部を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1389 598 2190 688"> <tr> <td>第1 予定場所</td> <td>長井市置賜生涯学習プラザ</td> </tr> <tr> <td>第2 予定場所</td> <td>西置賜行政組合 <b>西置賜防災センター</b></td> </tr> </table> <p>(5) 略</p> <p>(6) 災害対策本部の組織編成等</p> <p>略</p> <p>ア 長井市災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。</p> <p>◆長井市災害対策本部組織体制概図</p> 	第1 予定場所	長井市置賜生涯学習プラザ	第2 予定場所	西置賜行政組合 <b>西置賜防災センター</b>	<p>表現の適正化</p> <p>令和5年度市の組織に合わせた修正及び災害対策基本法第23条の2第3項の規定により常備消防職員を置くもの</p>
第1 予定場所	長井市置賜生涯学習プラザ									
第2 予定場所	西置賜行政組合 <b>消防本部</b>									
第1 予定場所	長井市置賜生涯学習プラザ									
第2 予定場所	西置賜行政組合 <b>西置賜防災センター</b>									



現 行	修 正	修正理由等																				
<p>※主な災害対応協力関係(協定締結等)諸団体等</p>  <p>イ～ウ 略 エ 最高司令会議の開催 (ア) 組織 最高司令会議は、本部長、副本部長、司令部員(教育長、政策推進監、<u>技監、参事、議会事務局長、消防団長</u>)により構成する。 (イ)～(ウ) 略 オ～キ 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>※主な災害対応協力関係(協定締結等)諸団体等</p>  <p>イ～ウ 略 エ 最高司令会議の開催 (ア) 組織 最高司令会議は、本部長、副本部長、司令部員(教育長、政策推進監、<u>参与、参事、議会事務局長、消防団長、消防長</u>)により構成する。 (イ)～(ウ) 略 オ～キ 略</p> <p>2～6 略</p>																					
<h2>第2節 職員の動員配備体制</h2>																						
<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 職員の動員配備体制</p> <p>(1) 配備体制の基準</p> <p>市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。 なお、地震の場合は長井市で観測された震度によって自主的に参集することとする。</p>	<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 職員の動員配備体制</p> <p>(1) 配備体制の基準</p> <p>市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。 なお、地震の場合は長井市で観測された震度によって自主的に参集することとする。</p>	<p>令和5年度市の組織に合わせた修正</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">組織体制</th> <th style="width: 20%;">想定される業務</th> <th style="width: 5%;">配備基準</th> <th style="width: 50%;">職員の参集範囲(※自主参集)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1次配備</td> <td> <p><u>総務参事</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>総務参事</u>が不在の場合は、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">震度4</td> <td> <p>◇総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲(※自主参集)	第1次配備	<p><u>総務参事</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>総務参事</u>が不在の場合は、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul>	震度4	<p>◇総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">組織体制</th> <th style="width: 20%;">想定される業務</th> <th style="width: 5%;">配備基準</th> <th style="width: 50%;">職員の参集範囲(※自主参集)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1次配備</td> <td> <p><u>危機管理参与</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>危機管理参与</u>が不在の場合は、<u>総務参事</u>、厚生参事、産業参事の順で室長を</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">震度4</td> <td> <p>◇<u>危機管理参与</u>、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲(※自主参集)	第1次配備	<p><u>危機管理参与</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>危機管理参与</u>が不在の場合は、<u>総務参事</u>、厚生参事、産業参事の順で室長を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul>	震度4	<p>◇<u>危機管理参与</u>、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p>	
区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲(※自主参集)																		
第1次配備	<p><u>総務参事</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>総務参事</u>が不在の場合は、厚生参事、産業参事の順で室長を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul>	震度4	<p>◇総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p>																		
区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲(※自主参集)																		
第1次配備	<p><u>危機管理参与</u>を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とするとともに、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。</p> <p>※<u>危機管理参与</u>が不在の場合は、<u>総務参事</u>、厚生参事、産業参事の順で室長を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・被害の有無の確認</li> <li>・問合せ等への対応</li> <li>・必要に応じ市内への情報発信</li> </ul>	震度4	<p>◇<u>危機管理参与</u>、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長</p> <p>◇教育総務課長</p> <p>◇総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員</p> <p>◇総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員</p>																		

現 行					修 正					修正理由等
				◇危機管理室職員 ◇公所施設を所管する課長又は課長の指名する職員		代行する。			◇危機管理室職員 ◇公所施設を所管する課長又は課長の指名する職員	
第2次配備	略		略	略	第2次配備	略		略	略	地区対応職員（中央地区）の追加
第3次配備（非常配備体制）	略	略	略	略	第3次配備（非常配備体制）	略		略	略	
略 (2) 略					略 (2) 略					
<b>3 略</b>					<b>3 略</b>					
<b>4 非常配備体制時の職員の参集場所及び参集手段</b>					<b>4 非常配備体制時の職員の参集場所及び参集手段</b>					
(1) 参集場所					(1) 参集場所					
ア 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。					ア 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。					
職務		参集場所			職務		参集場所			
本部職員		市役所本庁舎			本部職員		市役所本庁舎			
地区対応職員	致芳地区	致芳コミュニティセンター		地区対応職員	<u>中央地区</u>	<u>中央コミュニティセンター</u>				
	西根地区	西根コミュニティセンター			致芳地区	致芳コミュニティセンター				
	平野地区	平野コミュニティセンター			西根地区	西根コミュニティセンター				
	伊佐沢地区	伊佐コミュニティセンター			平野地区	平野コミュニティセンター				
	豊田地区	豊田コミュニティセンター			伊佐沢地区	伊佐コミュニティセンター				
施設対応職員		当該職員の勤務地			施設対応職員		当該職員の勤務地			
避難所担当職員		当該職員が担当する避難所			避難所担当職員		当該職員が担当する避難所			
現場対応職員		市役所本庁舎			現場対応職員		市役所本庁舎			
イ～エ 略 (2) 略					イ～エ 略 (2) 略					
<b>5～7 略</b>					<b>5～7 略</b>					

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域応援体制</b></p> <p>大規模な災害が発生し、本市だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体等の協力を得て災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する<u>広域応援</u>について定める。</p> <p><b>1 市の行う応援要請</b></p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>市長は、<u>応急措置</u>を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>なお、知事は、被災状況により市長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。</p> <p>ア 連絡先及び方法</p> <p>山形県防災危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)に対し、口頭(防災行政無線、電話を含む)又は文書(ファクシミリを含む)により連絡し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付するものとする。</p> <p>(ア) 応援要請事項</p> <p>a 応援を必要とする理由</p> <p><u>b</u> 応援を必要とする場所</p> <p><u>c</u> 応援を必要とする<u>機関</u></p> <p><u>d</u> その他応援に関し必要な事項</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 他の市町村に対する要請</p> <p>ア 市長は、<u>応急措置</u>を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ 市長は、<u>応急対策</u>を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 防災関係民間団体等に対する協力要請</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は、<u>応急対策又は災害復旧</u>のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにし協力を要請する。</p> <p>以下略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 広域応援体制</b></p> <p>大規模な災害が発生し、本市だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体等の協力を得て災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する<u>広域応援・受援</u>について定める。</p> <p><b>1 市の行う応援要請</b></p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>市長は、<u>災害応急対策</u>を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>なお、知事は、被災状況により市長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。</p> <p>ア 連絡先及び方法</p> <p>山形県防災危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)に対し、口頭(防災行政無線、電話を含む)又は文書(ファクシミリを含む)により連絡し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付するものとする。</p> <p>(ア) 応援要請事項</p> <p>a 応援を必要とする理由</p> <p><u>b 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等</u></p> <p><u>c</u> 応援を必要とする場所</p> <p><u>d</u> 応援を必要とする<u>期間</u></p> <p><u>e</u> その他応援に関し必要な事項</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 他の市町村に対する要請</p> <p>ア 市長は、<u>災害応急対策</u>を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ 市長は、<u>災害応急対策</u>を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 防災関係民間団体等に対する協力要請</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市は、<u>災害応急対策又は災害復旧対策</u>のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにし協力を要請する。</p> <p>以下略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>物資等の供給及び運送を含めた表現を追加 表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>名称の変更</p>

現 行	修 正	修正理由等												
<p>に努める。</p> <p><b>2 県が行う応援要請</b>          県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。</p> <p>ア 他の市町村への応援指示又は調整          イ 他の都道府県に対する応援の要請          ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請</p> <p>エ 指定行政機関等に対する職員派遣要請          オ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請          カ 内閣総理大臣に対する要請          キ 自衛隊に対する災害派遣要請          ク 民間団体等に対する要請</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節の2～第5節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 地震情報等の収集・伝達</b></p> <p>略</p> <p><b>1 緊急地震速報</b>          気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>市は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災ラジオ・屋外拡声装置を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、<u>震度6弱以上の揺れ</u>を予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>以下略</p> <p><b>2 地震情報の種類と発表基準及び内容</b>          山形地方気象台(気象庁)から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="201 1703 1222 1860"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	略	略	<p>に努める。</p> <p><b>2 県が行う応援要請</b>          県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。</p> <p>ア 他の市町村への応援指示又は調整          イ 他の都道府県に対する応援の要請          ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請  <u>エ 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請</u>          オ 指定行政機関等に対する職員派遣要請          カ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請          キ 内閣総理大臣に対する要請          ク 自衛隊に対する災害派遣要請          ク 民間団体等に対する要請</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節の2～第5節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 地震情報等の収集・伝達</b></p> <p>略</p> <p><b>1 緊急地震速報</b>          気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>市は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災ラジオ・屋外拡声装置を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。なお、<u>震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れ</u>を予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>以下略</p> <p><b>2 地震情報の種類と発表基準及び内容</b>          山形地方気象台(気象庁)から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 1703 2338 1860"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	略	略	<p>復旧・復興支援技術職員派遣制度を追加</p> <p>長周期地震動階級の追加</p>
地震情報の種類	発表基準	内 容												
震度速報	略	略												
地震情報の種類	発表基準	内 容												
震度速報	略	略												

現 行			修 正			修正理由等
震源に関する情報	略	略	震源に関する情報	略	略	
震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報(警報)を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、<u>震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u></p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その<u>市町村名</u>を発表。</p>	震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度1以上</li> <li>・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき</li> <li>・緊急地震速報(警報)を発表時</li> </ul>	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、<u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u></p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その<u>市町村名</u>を発表。</p>	県 地域防災計画に合わせた修正
各地の震度に関する情報	・震度1以上	<p><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u></p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その<u>市町村名</u>を発表。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、<u>震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)で発表。</u></p>	削除			
推計震度分布図	・震度5弱以上	<p>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を</u>図情報として発表。</p> <p>※(参考)令和4年度後半からは、<u>250m四方ごとの推計に高度化予定。</u></p>	推計震度分布図	・震度5弱以上	<p>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m四方ごとの推計震度(震度4以上)を</u>図情報として発表。</p>	
長周期地震動に関する観測情報	略	略	長周期地震動に関する観測情報	略	略	
遠地地震に関する情報	略	略	遠地地震に関する情報	略	略	
その他の情報	略	略	その他の情報	略	略	
3 略			3 略			
第7節～第8節 略			第7節～第8節 略			



現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第9節 広報活動</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 広報活動における各機関の役割分担</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長井警察署</p> <p>ア 略</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) <u>パトロールカー等による広報</u></p> <p>(イ) <u>報道機関への広報依頼（必要により県を通じて依頼）</u></p> <p>(3) 略</p> <p><b>3 略</b></p> <p><b>4 地震発生後の各段階における広報事項</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね <u>2日目以内</u>）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 長井警察署の広報事項</p> <p>(ア) <u>住民に対する避難指示等</u></p> <p>(イ) <u>安否情報</u></p> <p>(ウ) <u>被災者に関する情報</u></p> <p>(エ) <u>交通規制に関する情報</u></p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>5～7 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 広報活動</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 広報活動における各機関の役割分担</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長井警察署</p> <p>ア 略</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) <u>警察車両の拡声装置</u></p> <p>(イ) <u>警察施設の掲示板</u></p> <p>(ウ) <u>広報誌</u></p> <p>(エ) <u>ファックスネットワーク</u></p> <p>(オ) <u>ラジオ</u></p> <p>(カ) <u>インターネットの活用（県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等</u></p> <p>(3) 略</p> <p><b>3 略</b></p> <p><b>4 地震発生後の各段階における広報事項</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね <u>2日以内</u>）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 長井警察署の広報事項</p> <p>(ア) <u>災害情報</u></p> <p>(イ) <u>生活関連情報</u></p> <p>(ウ) <u>交通情報（通行の可否、交通規制及び渋滞等）</u></p> <p>削除</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>5～7 略</b></p>	<p>県 地域防災計画に合わせた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>県 地域防災計画に合わせた修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 地震発生時の各主体の責務</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 二次災害(浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等)の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に<u>避難を勧告又は指示する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 避難計画</b></p> <p>略</p> <p><b>1 地震発生時の各主体の責務</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市の責務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 二次災害(浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等)の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に<u>避難指示等を行う。</u></p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等																																
<p>2～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 市のとるべき措置</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 救助・救急活動</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防本部及び警察等は必要に応じ自主防災組織等の協力を得て、被災地内の<u>生き埋め者</u>を捜索する。</p> <p>【通報時の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="181 1150 1210 1314"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長井市役所</td> <td>総務課</td> <td>長井市栄町 1-1</td> <td>0238-84-2111</td> </tr> <tr> <td>長井警察署</td> <td>地域課</td> <td>長井市小出 3473-3</td> <td>0238-84-0110</td> </tr> <tr> <td>西置賜行政組合消防本部</td> <td><u>通信指令室</u></td> <td>長井市平山 4460</td> <td><u>0238-88-1211</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第13節～第17節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第18節 緊急輸送</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送の方法</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 航空輸送力の確保</p> <p><u>陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要とな</u></p>	機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号	長井市役所	総務課	長井市栄町 1-1	0238-84-2111	長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110	西置賜行政組合消防本部	<u>通信指令室</u>	長井市平山 4460	<u>0238-88-1211</u>	<p>2～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第11節 避難所の運営</b></p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 市のとるべき措置</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～オ 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第12節 救助・救急活動</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防本部及び警察等は必要に応じ自主防災組織等の協力を得て、被災地内の<u>要救助者</u>を捜索する。</p> <p>【通報時の連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="1291 1150 2320 1314"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>担当部署</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長井市役所</td> <td>総務課</td> <td>長井市栄町 1-1</td> <td>0238-84-2111</td> </tr> <tr> <td>長井警察署</td> <td>地域課</td> <td>長井市小出 3473-3</td> <td>0238-84-0110</td> </tr> <tr> <td>西置賜行政組合消防本部</td> <td><u>総務課</u></td> <td>長井市平山 4460</td> <td><u>0238-88-1212</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第13節～第17節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第18節 緊急輸送</b></p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 輸送の方法</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 航空輸送力の確保</p> <p><u>緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、本章</u></p>	機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号	長井市役所	総務課	長井市栄町 1-1	0238-84-2111	長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110	西置賜行政組合消防本部	<u>総務課</u>	長井市平山 4460	<u>0238-88-1212</u>	<p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>通信指令室が置賜広域行政事務組合消防本部と統合し、米沢市に設置されるための変更</p> <p>能登半島地震を受け、輸送手段へのへ</p>
機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号																															
長井市役所	総務課	長井市栄町 1-1	0238-84-2111																															
長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110																															
西置賜行政組合消防本部	<u>通信指令室</u>	長井市平山 4460	<u>0238-88-1211</u>																															
機 関 名	担当部署	所 在 地	電話番号																															
長井市役所	総務課	長井市栄町 1-1	0238-84-2111																															
長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110																															
西置賜行政組合消防本部	<u>総務課</u>	長井市平山 4460	<u>0238-88-1212</u>																															

現 行	修 正	修正理由等
<p>った場合は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」及び第5節「県消防防災ヘリコプターの活用」により派遣を県に要請するものとする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p><b>3～5 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第19節 労働力の確保</b></p> <p>略</p> <p><b>1 ボランティアの協力</b></p> <p>企画班長は、災害の程度、規模等によりボランティア等による応急対策に必要な要員を確保し、その組織を活用して、応急対策の実施に万全を期するものとする。</p> <p>(1) ボランティアへの依頼</p> <p>災害応急対策においてボランティアが必要とされる場合においては、次の団体に対し協力を依頼、要請するものとする。なお、市災害ボランティアセンターに結集したボランティアについては、<u>第2章第6節「災害ボランティア活動」</u>による。</p> <p>ア 日赤奉仕団 イ 自主防災組織 ウ 各地区 エ 婦人会 オ その他ボランティア団体</p> <p><b>2～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第20節～第28節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第29節 廃棄物の処理対策</b></p> <p>略</p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画</b></p> <p>市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、<u>周辺の地方公共団体</u>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><b>2～8 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第31節～第32節 略</b></p>	<p>第4節「自衛隊災害派遣要請」及び第5節「県消防防災ヘリコプターの活用」により派遣を県に要請するものとする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p><b>3～5 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第19節 労働力の確保</b></p> <p>略</p> <p><b>1 ボランティアの協力</b></p> <p>企画班長は、災害の程度、規模等によりボランティア等による応急対策に必要な要員を確保し、その組織を活用して、応急対策の実施に万全を期するものとする。</p> <p>(1) ボランティアへの依頼</p> <p>災害応急対策においてボランティアが必要とされる場合においては、次の団体に対し協力を依頼、要請するものとする。なお、市災害ボランティアセンターに結集したボランティアについては、<u>本章第35節「自発的支援の受入」</u>による。</p> <p>ア 日赤奉仕団 イ 自主防災組織 ウ 各地区 エ 婦人会 オ その他ボランティア団体</p> <p><b>2～3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第20節～第28節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第29節 廃棄物の処理対策</b></p> <p>略</p> <p><b>1 災害廃棄物処理計画</b></p> <p>市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、<u>周辺の地方公共団体や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p><b>2～8 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第31節～第32節 略</b></p>	<p>リコプターの積極的な活用を明記</p> <p>参照項目の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第33節 応急住宅対策</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) 対象者  <u>住家が半壊し、又は半壊し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力では住宅の修理を実施できないと認められる者とする。</u></p> <p>(2) 応急修理の<b>範囲</b>  <u>修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要な最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。</u></p> <p>(3) 応急修理期間  <u>被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、<b>原則として1か月以内に完了する。</b></u></p> <p>(4) 応急修理の方法  <u>被災住宅の応急修理は、現物給付をもって実施するものとする。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 応急住宅対策</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 住宅の応急修理</b></p> <p>(1) 対象者  <u>災害のために住家が半壊し、又は半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた次に該当する者とする。</u>  <u>ア (2)アの修理にあっては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>  <u>イ (2)イの修理にあっては、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(2) 応急修理の<b>範囲及び費用</b>  <u>ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u>  <u>イ 「日常生活に必要な最小限度の部分修理」、居室、炊事場及びトイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</u>  <u>ウ 上記ア及びイの被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、それぞれ山形県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p>(3) 応急修理期間  <u>被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、(2)アについては10日以内、(2)イについては3か月以内に完了するものとする。</u></p> <p>削除</p> <p>4～6 略</p>	<p>山形県災害救助法施行細則の改正による見直しによる修正</p>
<p style="text-align: center;"><b>第34節 災害救助法の適用</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 被害状況等の判定基準</b></p> <p>(1) 住家滅失の認定  ア～イ 略  ウ 床上浸水等  住家が床上浸水、土砂・竹木等の<u>堆積により</u>一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第34節 災害救助法の適用</b></p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 被害状況等の判定基準</b></p> <p>(1) 住家滅失の認定  ア～イ 略  ウ 床上浸水等  住家が床上浸水、土砂・竹木等の<u>堆積等により</u>一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正	修正理由等												
<p>6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等  災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、「<u>県災害救助法施行細則</u>」、及び「<u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表</u>」によるものとする。</p> <p>7 実施状況の報告  (1)～(2) 略  (3) 関係書類の様式は、「<u>県災害救助法施行細則</u>」の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第35節 自発的支援の受入</b></p> <p>略</p> <p>1 災害ボランティア活動支援  略  (1)～(2) 略  (3) ボランティアの区分・活動内容及び担当部署  ア 災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次のようなものである。</p> <table border="1" data-bbox="201 913 1193 1381"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害危険箇所</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p> <p>2～3 略</p>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害危険箇所</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul>	一般ボランティア	略	<p>6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等  災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、「<u>山形県災害救助法施行細則</u>」によるものとする。</p> <p>7 実施状況の報告  (1)～(2) 略  (3) 関係書類の様式は、「<u>山形県災害救助法施行細則</u>」の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第35節 自発的支援の受入</b></p> <p>略</p> <p>1 災害ボランティア活動支援  略  (1)～(2) 略  (3) ボランティアの区分・活動内容及び担当部署  ア 災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次のようなものである。</p> <table border="1" data-bbox="1311 913 2303 1381"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害警戒区域等</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>一般ボランティア</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 略</p> <p>2～3 略</p>	区 分	活 動 内 容	専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害警戒区域等</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul>	一般ボランティア	略	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>土砂災害危険個所の呼称の廃止</p>
区 分	活 動 内 容													
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害危険箇所</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul>													
一般ボランティア	略													
区 分	活 動 内 容													
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)</li> <li>・福祉(介護、手話通訳等)</li> <li>・通訳(語学)</li> <li>・砂防(<u>土砂災害警戒区域等</u>の危険度点検、判定)</li> <li>・災害救援(初期消火活動、救急救助活動等及びその支援等)</li> <li>・被災宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士)</li> <li>・通信(アマチュア無線技士)</li> <li>・動物愛護(獣医師)</li> <li>・歴史資料救済(文化財等の取扱いに詳しいもの)</li> </ul>													
一般ボランティア	略													



長井市地域防災計画修正案（第2編第3章）

現 行		修 正（案）		修正理由等
<p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>略</p> <p><b>1 被災者のための相談</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な<u>実施に努める</u>。また、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を要請する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。</p> <p><b>2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p>県は、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい災害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う(支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人が行う。)。市は、支援法に基づき被災者生活再建支援法人の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめなど、支援に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携し事務を行う。</p>		<p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>略</p> <p><b>1 被災者のための相談</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な<u>実施に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする</u>。また、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を要請する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。<u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</b></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p><u>ア 支援法に基づく支援</u></p> <p>県は、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい災害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う(支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人が行う。)。市は、支援法に基づき被災者生活再建支援法人の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめなど、支援に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携し事務を行う。</p>		<p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>県 地域防災計画に合わせた修正</p>
対象となる 自然災害	略	対象となる 自然災害	略	
令等 根拠法	略	根拠法令等	略	

現 行		修 正 (案)		修正理由等																																																										
支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） <u>5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u>	県 地域防災計画に合わせた修正																																																										
支給限度額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <u>1 基礎支援金</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <u>2 加算支援金</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。	被害程度	支給額		全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借（公営住宅以外）	50万円	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 全壊 ② 解体 ③ 長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤ 中規模半壊</td> <td rowspan="3">＝</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		① 全壊 ② 解体 ③ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤ 中規模半壊	＝	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円
被害程度	支給額																																																													
全壊	100万円																																																													
解体	100万円																																																													
長期避難	100万円																																																													
大規模半壊	50万円																																																													
再建方法	支給額																																																													
建設・購入	200万円																																																													
補修	100万円																																																													
賃借（公営住宅以外）	50万円																																																													
	基礎支援金	加算支援金		計																																																										
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																																												
① 全壊 ② 解体 ③ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																										
		補修	100万円	200万円																																																										
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																																										
④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																										
		補修	100万円	150万円																																																										
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																																										
⑤ 中規模半壊	＝	建設・購入	100万円	100万円																																																										
		補修	50万円	50万円																																																										
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																																										
窓口	市町村	窓 口	市町村																																																											
		<u>イ 支援法適用外の災害に対する支援</u> 県及び市は政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、 <u>山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、県と連携し、申請受付及び支援金の支給業務等を行う。</u>																																																												
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>支給対象世帯</u></td> <td>自然災害により、<u>中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）</u></td> </tr> <tr> <td><u>支 給 額</u></td> <td>政府の制度と同じ</td> </tr> <tr> <td><u>経 費 負 担</u></td> <td>県 1/2、市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、<u>県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3、市町村 1/3</u>）</td> </tr> </table>		<u>支給対象世帯</u>	自然災害により、 <u>中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）</u>	<u>支 給 額</u>	政府の制度と同じ	<u>経 費 負 担</u>	県 1/2、市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、 <u>県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3、市町村 1/3</u> ）																																																					
<u>支給対象世帯</u>	自然災害により、 <u>中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）</u>																																																													
<u>支 給 額</u>	政府の制度と同じ																																																													
<u>経 費 負 担</u>	県 1/2、市町村 1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、 <u>県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3、市町村 1/3</u> ）																																																													

現 行	修 正 (案)	修正理由等
<p>(4)～(8) 略</p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節～第4節</u> 略</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <span style="border: 1px solid red; padding: 0 5px;">窓 口</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 0 5px;">市町村</span> </div> <p>(4)～(8) 略</p> <p>3～9 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節～第4節</u> 略</p>	

長井市地域防災計画修正（第3編第1章）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><u>第1節～第15節 略</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第16節 土砂災害等予防計画</u></p> <p>災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、<u>土砂災害危険箇所</u>の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第17節「土砂災害等予防計画」を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第17節～第24節 略</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第1節～第15節 略</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第16節 土砂災害等予防計画</u></p> <p>災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。※ 本節については、第2編震災対策編第1章第17節「土砂災害等予防計画」を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第17節～第24節 略</u></p>	<p style="text-align: center;">土砂災害危険個所の呼称の廃止</p>

## 長井市地域防災計画修正（第3編第2章）

現 行	修 正	修正理由等																																																								
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織</b></p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準 市長は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置基準</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>災害対策本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上川水位</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>置賜野川水位</td> <td><u>野川</u>の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜白川水位</td> <td><u>白川</u>の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>累加雨量</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 災害対策連絡本部の設置</b></p> <p>市長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、市内の<u>地域の地域に</u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。</p> <p>(1) 連絡本部の設置及び廃止基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置基準</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>災害対策連絡本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上川水位</td> <td>最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜野川水位</td> <td>置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜白川水位</td> <td>置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	略	廃止基準	略	区分	災害対策本部設置基準	最上川水位	略	置賜野川水位	<u>野川</u> の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合	置賜白川水位	<u>白川</u> の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合	土砂災害	略	累加雨量	略	設置基準	略	廃止基準	略	区分	災害対策連絡本部設置基準	最上川水位	最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合	置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合	置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害対策本部の組織</b></p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準 市長は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置基準</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>災害対策本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上川水位</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>置賜野川水位</td> <td><u>置賜野川</u>の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜白川水位</td> <td><u>置賜白川</u>の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>累加雨量</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 災害対策連絡本部の設置</b></p> <p>市長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、市内の<u>一部地域に</u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡本部（以下、「連絡本部」という。）を設置するものとする。</p> <p>なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。</p> <p>(1) 連絡本部の設置及び廃止基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置基準</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>細部は、大雨警報又は洪水警報等が発表され、以後も降雨が続き河川水位の上昇、土砂災害の発生が懸念される場合、以下の基準に基づき設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>災害対策連絡本部設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上川水位</td> <td>最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜野川水位</td> <td>置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>置賜白川水位</td> <td>置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	略	廃止基準	略	区分	災害対策本部設置基準	最上川水位	略	置賜野川水位	<u>置賜野川</u> の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合	置賜白川水位	<u>置賜白川</u> の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合	土砂災害	略	累加雨量	略	設置基準	略	廃止基準	略	区分	災害対策連絡本部設置基準	最上川水位	最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合	置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合	置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合	<p style="text-align: center;">表現の適正化</p> <p style="text-align: center;">表現の適正化</p>
設置基準	略																																																									
廃止基準	略																																																									
区分	災害対策本部設置基準																																																									
最上川水位	略																																																									
置賜野川水位	<u>野川</u> の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜白川水位	<u>白川</u> の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合																																																									
土砂災害	略																																																									
累加雨量	略																																																									
設置基準	略																																																									
廃止基準	略																																																									
区分	災害対策連絡本部設置基準																																																									
最上川水位	最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合																																																									
設置基準	略																																																									
廃止基準	略																																																									
区分	災害対策本部設置基準																																																									
最上川水位	略																																																									
置賜野川水位	<u>置賜野川</u> の水位（平山観測所）がはん濫危険水位（1.80m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜白川水位	<u>置賜白川</u> の水位（小白川観測所）がはん濫危険水位（3.00m）に到達することが予想される場合																																																									
土砂災害	略																																																									
累加雨量	略																																																									
設置基準	略																																																									
廃止基準	略																																																									
区分	災害対策連絡本部設置基準																																																									
最上川水位	最上川の水位（小出観測所）が避難判断水位（12.60m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜野川水位	置賜野川の水位（平山観測所）が避難判断水位（1.50m）に到達することが予想される場合																																																									
置賜白川水位	置賜白川の水位（小白川観測所）が避難判断水位（2.90m）に到達することが予想される場合																																																									



現 行		修 正		修正理由等
土砂災害	市内の複数の土砂災害警戒区域において、高齢者等避難発令の基準に達することが予想される場合	土砂災害	高齢者等避難発令の基準に達することが予想される場合	基準の厳格化
累加雨量	小出観測所の累加雨量が100ミリを超え、かつ時間雨量が30ミリを超えることが予想される場合	累加雨量	小出観測所の累加雨量が100ミリを超え、かつ時間雨量が30ミリを超えることが予想される場合	
<b>第2節 職員の動員配備体制</b>		<b>第2節 職員の動員配備体制</b>		
略		略		
<b>2 職員の動員配備体制</b>		<b>2 職員の動員配備体制</b>		
(1) 配備体制の基準		(1) 配備体制の基準		
市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。		市の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。		
区分	組織体制	想定される業務	配備基準	職員の参集範囲
第1次配備	総務参事を室長とする「災害対策連絡室」を設置し、防災関係課の職員で、相互の連絡が円滑に行える体制とする。同時に、速やかに災害対策連絡本部を設置できる体制とする。 ※ <u>総務参事が不在の場合は、厚生参事、産業参事の順で</u> 室長を代行する。	・情報収集 ・連絡体制の確認 ・被害の有無の確認 ・問合せ等への対応 ・必要に応じ市内への情報発信	気象警報（大雨、洪水）発表	◇ <u>危機管理参与、総務参事</u> ※ 厚生参事、産業参事、建設参事、議会事務局長、教育総務課長は連絡を受けてから登庁 ◇ 総務課長、総務課補佐、総務課職員のうち市内に在住する職員 ◇ 総合政策課秘書広報室及び情報システム担当職員のうち係長以上で市内に在住する職員 ◇ 危機管理室職員
第2次配備	略	略	略	略
第3次配備（非常配備体制）	略	略	略	略
<b>第3節～第5節 略</b>		<b>第3節～第5節 略</b>		令和5年度市の組織に合わせた修正

現 行				修 正				修正理由等			
<b>第6節 気象情報等の収集・伝達</b>				<b>第6節 気象情報等の収集・伝達</b>							
略				略							
<b>1 略</b>				<b>1 略</b>							
<b>2 気象予警報等の種類</b>				<b>2 気象予警報等の種類</b>							
(1) 略				(1) 略							
(2) 特別警報、警報、注意報発表基準				(2) 特別警報、警報、注意報発表基準							
長井市	府県予想区	山形県		府県予想区	山形県						
	一次細分区域	置賜		一次細分区域	置賜						
	市町村等をまとめた区域	西置賜		市町村等をまとめた区域	西置賜						
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により <u>数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</u>		大雨	台風や集中豪雨により <u>数十年に一度の降雨量となる大雨が</u> 予想される場合		基準の変更				
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合					
	高潮		高潮になると予想される場合	高潮		高潮になると予想される場合					
	波浪		高波になると予想される場合	波浪		高波になると予想される場合					
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合							
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	<u>10</u>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	<u>11</u>			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	106			
	洪水	流域雨量指数基準		<u>置賜野川流域=22.1</u>	洪水	流域雨量指数基準		<u>草岡川流域=9.3、置賜野川流域=22.1、水無川流域=5.9、逆川流域=8.8、大沢川流域=5</u>			
		複合基準		<u>二</u>		複合基準		<u>置賜野川流域=(5、19.5)</u>			
		指定河川洪水予報による基準		最上川上流[糠野目・小出]		指定河川洪水予報による基準		最上川上流[糠野目・小出]			
	暴風	平均風速	18m/s		暴風	平均風速	18m/s				
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 40 cm		大雪	降雪の深さ	平地		12時間降雪の深さ 40 cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 45 cm				山沿い		12時間降雪の深さ 45 cm	
	波浪	有義波高	-		波浪	有義波高	-				
高潮	潮位	-		高潮	潮位	-					
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	7			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	80		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	80			

現 行				修 正				修正理由等
洪水	流域雨量指数基準	<u>置賜野川流域 = 17.6</u>		流域雨量指数基準	<u>草岡川流域 = 7.4、置賜野川流域 = 17.6、水無川流域 = 4.7、逆川流域 = 7、大沢川流域 = 4</u>		表現の適正化	
	複合基準※1	<u>最上川流域 = (7、42.3)</u>		複合基準※1	<u>最上川流域 = (6、36.5)、草岡川流域 = (5、5.8)、置賜野川流域 = (5、15.6)、置賜白川流域 = (6、17.1)、水無川流域 = (5、4.7)、逆川流域 = (5、6.8)</u>			
	指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]		指定河川洪水予報による基準	最上川上流[糠野目・小出]			
強風	平均風速	12m/s		強風	平均風速	12m/s		
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25 cm	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25 cm	
		山沿い	12時間降雪の深さ 30 cm			山沿い	12時間降雪の深さ 30 cm	
波浪	有義波高	—		波浪	有義波高	—		
高潮	潮位	—		高潮	潮位	—		
雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m		
乾燥	①最少湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			乾燥	①最少湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 180 cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 300 cm 以上 ④12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上			なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 180 cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折(アメダス)の積雪 300 cm 以上 ④12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折(アメダス)の積雪 100 cm 以上			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合			着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合			
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が -7℃ 以下、又は -4℃ 以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が -3℃ 以下が数日続くとき			低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が -7℃ 以下、又は -4℃ 以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が -3℃ 以下が数日続くとき			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		
【警報・注意報基準一覧表の見方】 ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、				【警報・注意報基準一覧表の見方】 ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、				

現 行	修 正	修正理由等
<p>気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村に対して発表する。</p> <p>イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、<u>暴風雨警報</u>、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。</p> <p>ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、<u>暴風雨警報</u>、強風注意報、風雪注意報、<u>および</u>記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p> <p>また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 表中において、対象の市町村で現象が発現しない警報・注意報については<u>その欄を一で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を一で、それぞれ示している。</u></p> <p>カ 大雨警報については、<u>雨量基準に到達することが予想される場合は</u>、「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に<u>到達することが予想される場合は</u>、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に<u>到達することが予想される場合は</u>、「大雨警報(浸水害、土砂災害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>キ <u>土壌雨量指数基準値</u>は、1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村の域内における<u>基準値</u>の最低値を示している。</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが<u>適切でない状態となることがある場合がある</u>。このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 山形地方気象台と山形県が共同して行う土砂災害警戒情報</u>  <u>大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村による避難指示や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名(一部、市を細分化)を指定して発表する情報である。なお、地震や火山噴火等の不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、県の危険指標基準及び山形地方気象台の降雨指標基準ともに「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。</u></p> <p><u>(5) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u> 略</p> <p><u>(6) 早期注意情報(警報級の可能性)【警戒レベル1※】</u> 略</p> <p><u>(7) 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】</u></p>	<p>気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</p> <p>イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、<u>暴風雪警報</u>、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。</p> <p>ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、<u>暴風雪警報</u>、強風注意報、風雪注意報<u>及び</u>記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。</p> <p>また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報については<u>その欄を一で示している。</u></p> <p>カ 大雨警報については、<u>表面雨量指数基準に達すると予想される場合は</u>、「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に<u>達すると予想される場合は</u>、「大雨警報(土砂災害)」、両基準に<u>達すると予想される場合は</u>、「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。</p> <p>キ <u>大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値</u>は、1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における<u>基準</u>の最低値を示している。</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが<u>適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また</u>、このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u> 略</p> <p><u>(5) 早期注意情報(警報級の可能性)【警戒レベル1※】</u> 略</p> <p><u>(6) 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】</u></p>	<p>旧(7)と内容同じであるため削除</p> <p>号の切り下げ</p>



現 行	修 正	修正理由等																																																																												
<p>略</p> <p>(8) 記録的短時間大雨情報</p> <p>略</p> <p>(9) 竜巻注意情報</p> <p>略</p> <p>(10) 指定河川洪水予報【警戒レベル2～5相当情報〔洪水〕】</p> <p>略</p> <p>(11) 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）</p> <p>略</p> <p><b>3 国土交通省山形河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報</b></p> <p>(1) 警報の種類・内容及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="172 678 1222 1062"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。</td> <td>水位が<b>水防団待機水位(指定水位)</b>に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情 報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p><b>4 県が行う水位情報の通知及び周知（水位周知河川）</b></p> <p>(1) 水位周知河川の水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="154 1220 1234 1539"> <thead> <tr> <th>所管名</th> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th><b>水防団待機水位(指定水位)</b></th> <th>はん濫注意水位(警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位(特別警戒水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山形県</td> <td>置賜白川</td> <td>小白川</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> <td>2.90m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>置賜野川</td> <td>平山</td> <td>1.10m</td> <td>1.30m</td> <td>1.50m</td> <td>1.80m</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 消防法で定める火災気象通報及び火災警報</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 火災警報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 火災警報の伝達</p> <p>市は、火災警報を発し、又は解除したときは、<b>広報車及び消防自動車等</b>により速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報するものとする。</p>	種類	内容	発表基準	待 機	略	略	準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。	水位が <b>水防団待機水位(指定水位)</b> に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	出 動	略	略	解 除	略	略	情 報	略	略	所管名	河川名	観測所	<b>水防団待機水位(指定水位)</b>	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)	山形県	置賜白川	小白川	2.00m	2.50m	2.90m	3.00m	置賜野川	平山	1.10m	1.30m	1.50m	1.80m	<p>略</p> <p>(7) 記録的短時間大雨情報</p> <p>略</p> <p>(8) 竜巻注意情報</p> <p>略</p> <p>(9) 指定河川洪水予報【警戒レベル2～5相当情報〔洪水〕】</p> <p>略</p> <p>(10) 県が発表する水位到達情報（水位周知河川）</p> <p>略</p> <p><b>3 国土交通省山形河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報</b></p> <p>(1) 警報の種類・内容及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1282 678 2332 1062"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。</td> <td>水位が<b>水防団待機水位(通報水位)</b>に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td>出 動</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情 報</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p><b>4 県が行う水位情報の通知及び周知（水位周知河川）</b></p> <p>(1) 水位周知河川の水位観測所</p> <table border="1" data-bbox="1264 1220 2344 1539"> <thead> <tr> <th>所管名</th> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th><b>水防団待機水位(通報水位)</b></th> <th>はん濫注意水位(警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位(特別警戒水位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山形県</td> <td>置賜白川</td> <td>小白川</td> <td>2.00m</td> <td>2.50m</td> <td>2.90m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>置賜野川</td> <td>平山</td> <td>1.10m</td> <td>1.30m</td> <td>1.50m</td> <td>1.80m</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5 消防法で定める火災気象通報及び火災警報</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 火災警報</p> <p>ア 略</p> <p>イ 火災警報の伝達</p> <p>市は、火災警報を発し、又は解除したときは、<b>防災行政無線、広報車及び消防自動車等</b>により速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報するものとする。</p>	種類	内容	発表基準	待 機	略	略	準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。	水位が <b>水防団待機水位(通報水位)</b> に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	出 動	略	略	解 除	略	略	情 報	略	略	所管名	河川名	観測所	<b>水防団待機水位(通報水位)</b>	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)	山形県	置賜白川	小白川	2.00m	2.50m	2.90m	3.00m	置賜野川	平山	1.10m	1.30m	1.50m	1.80m	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災行政無線の追加</p>
種類	内容	発表基準																																																																												
待 機	略	略																																																																												
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。	水位が <b>水防団待機水位(指定水位)</b> に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。																																																																												
出 動	略	略																																																																												
解 除	略	略																																																																												
情 報	略	略																																																																												
所管名	河川名	観測所	<b>水防団待機水位(指定水位)</b>	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)																																																																								
山形県	置賜白川	小白川	2.00m	2.50m	2.90m	3.00m																																																																								
	置賜野川	平山	1.10m	1.30m	1.50m	1.80m																																																																								
種類	内容	発表基準																																																																												
待 機	略	略																																																																												
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出勤等に対するもの。	水位が <b>水防団待機水位(通報水位)</b> に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。																																																																												
出 動	略	略																																																																												
解 除	略	略																																																																												
情 報	略	略																																																																												
所管名	河川名	観測所	<b>水防団待機水位(通報水位)</b>	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)																																																																								
山形県	置賜白川	小白川	2.00m	2.50m	2.90m	3.00m																																																																								
	置賜野川	平山	1.10m	1.30m	1.50m	1.80m																																																																								



現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>【気象に関する情報の伝達系統図】</b></p> <p style="text-align: center;">第7節～第9節 略</p> <p style="text-align: center;">第10節 避難計画</p> <p>1～2 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>【気象に関する情報の伝達系統図】</b></p> <p style="text-align: center;">第7節～第9節 略</p> <p style="text-align: center;">第10節 避難計画</p> <p>1～2 略</p>	

現 行				修 正				修正理由等		
<b>3 行政の避難指示等(警戒レベル)に基づく避難</b> (1) 略 (2) 避難実施の決定及び必要な措置 ア～イ 略 ウ 避難指示等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令基準 警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令基準は、下記のいずれの災害においても、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。 高齢者等避難、避難指示は、以下の通りである。				<b>3 行政の避難指示等(警戒レベル)に基づく避難</b> (1) 略 (2) 避難実施の決定及び必要な措置 ア～イ 略 ウ 避難指示等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令基準 警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令基準は、下記のいずれの災害においても、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を促す。 高齢者等避難、避難指示は、以下の通りである。				基準変更等		
区分		【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保	区分		【警戒レベル3】 高齢者等避難		【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
土砂災害	略	略	略	略	土砂災害	略	略		略	略
最上川氾濫	判断基準	略	略	略	判断基準	略	略		略	略
	対象地域	略	略	略	対象地域	略	略		略	略
	判断基準	①糠野目観測所の水位が、 <u>13.30m</u> (避難判断水位) に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②糠野目観測所の水位が、 <u>13.60m</u> (氾濫危険水位) に到達する予測が発表されている場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  以下、③④⑤は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ	①糠野目観測所の水位が、 <u>13.60m (はん濫危険水位)</u> に達したと発表された場合  以下、③④⑤⑥は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ	逆川合流点付近において、 ①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合 ②越水・溢水が発生した場合	①糠野目観測所の水位が、 <u>12.90m</u> (避難判断水位) に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ②糠野目観測所の水位が、 <u>13.30m</u> (氾濫危険水位) に到達する予測が発表されている場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  以下、③④⑤は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ	①糠野目観測所の水位が、 <u>13.30m (氾濫危険水位)</u> に達したと発表された場合  以下、③④⑤⑥は下伊佐沢地区を除く全地区を対象とした判断基準に同じ	逆川合流点付近において、 ①異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊や越水・溢水のおそれが高まった場合 ②越水・溢水が発生した場合			
対象地域	下伊佐沢地区	下伊佐沢地区	下伊佐沢地区	対象地域	下伊佐沢地区	下伊佐沢地区	下伊佐沢地区			

現 行				修 正				修正理由等		
置賜野川氾濫	判断基準	①～④ 略 ⑤ダム管理者から、 <b>緊急放流(非常用洪水吐からの越流)</b> 開始予定の情報があった場合。	①～③ 略 ④ダム管理者から、 <b>緊急放流(非常用洪水吐からの越流)</b> 開始予定の通知があった場合。 ⑤ 略	略	置賜野川氾濫	判断基準	①～④ 略 ⑤ダム管理者から、 <b>異常洪水時防災操作(緊急放流)</b> 開始予定の情報があった場合。	①～③ 略 ④ダム管理者から、 <b>異常洪水時防災操作(緊急放流)</b> 開始予定の通知があった場合。 ⑤ 略	略	表現の適正化
	対象地域	略	略	略		対象地域	略	略	略	
置賜白川氾濫	判断基準	①～④ 略 ⑤ダム管理者から、 <b>緊急放流(非常用洪水吐からの越流)</b> 開始予定の情報があった場合。	①～③ 略 ④ダム管理者から、 <b>緊急放流(異常洪水時防災操作)</b> 開始予定の通知があった場合。 ⑤ 略	略	置賜白川氾濫	判断基準	①～④ 略 ⑤ダム管理者から、 <b>異常洪水時防災操作(緊急放流)</b> 開始予定の情報があった場合。	①～③ 略 ④ダム管理者から、 <b>異常洪水時防災操作(緊急放流)</b> 開始予定の通知があった場合。 ⑤ 略	略	
	対象地域	略	略	略		対象地域	略	略	略	
<p>最上川氾濫区分における避難指示等の対象地域</p> <p>&lt;浸水&gt;</p> <p>日の出町、館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、本町南、本町北、まもの上、東町、屋城町、舟場、金井神、栄町、大町、十日町、横町、緑町地区 <b>芳野</b>、久保町、南東、北東、八反田、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原、白兔東、森上、森中、森入、穴堰、柏林、生僧地区 八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、水口、向、<b>町屋敷地区</b> 下伊佐沢地区</p> <p>&lt;河岸浸食&gt;</p> <p>舟場、金井神の最上川沿いの地域</p> <p>※1 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(気象庁提供) 1km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が表示され、常時10分毎に更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。</p> <p>※2 土砂災害危険度情報とは、県の提供する情報で、土壌雨量指数と時間積算雨量から1km四方の領域ごとに3時間先までの土砂災害発生の危険度を判定する。</p> <p>エ～キ 略</p> <p>4～7 略</p> <p><b>第11節～第19節 略</b></p>				<p>最上川氾濫区分における避難指示等の対象地域</p> <p>&lt;浸水&gt;</p> <p>日の出町、館町南、館町北、四ツ谷、あら町、神明町、片田町、本町南、本町北、まもの上、東町、屋城町、舟場、金井神、栄町、大町、十日町、横町、緑町地区 <b>芳野、上宿</b>、久保町、南東、北東、八反田、蛇塚、酒町、宮内、袋、岡鼠原、白兔東、森上、森中、森入、穴堰、柏林、生僧地区 八景、福田、羽黒、町屋敷、田仲、水口、向、<b>河井地区</b> 下伊佐沢地区</p> <p>&lt;河岸浸食&gt;</p> <p>舟場、金井神の最上川沿いの地域</p> <p>※1 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(気象庁提供) 1km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果が表示され、常時10分毎に更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。</p> <p>※2 土砂災害危険度情報とは、県の提供する情報で、土壌雨量指数と時間積算雨量から1km四方の領域ごとに3時間先までの土砂災害発生の危険度を判定する。</p> <p>エ～キ 略</p> <p>4～7 略</p> <p><b>第11節～第19節 略</b></p>				表現の適正化		

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第20節 土砂災害防止施設の応急対策</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 被害の拡大防止措置</b>  各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。  (1) 二次災害の予防  災害発生後は、それまでの降雨状況等により崖崩れや地滑り等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報や警報に注意して応急対策を進めるものとする。</p> <p>ア～イ 略  (2) 略</p> <p><b>3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第21節～第34節 略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第20節 土砂災害防止施設の応急対策</b></p> <p>略</p> <p><b>1 略</b></p> <p><b>2 被害の拡大防止措置</b>  各施設の管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。  (1) 二次災害の予防  災害発生後は、それまでの降雨状況等により崖崩れや地滑り等が発生しやすくなっているため、特に大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進めるものとする。</p> <p>ア～イ 略  (2) 略</p> <p><b>3 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第21節～第34節 略</b></p>	<p>表現の適正化</p>

長井市地域防災計画修正（第4編）

現 行	修 正	修正理由等
<p style="text-align: center;"><b>第1章 雪害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 除雪体制</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市道の除雪</p> <p>(ア) 市道路除雪計画に定めるところにより、市は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。</p> <p>(イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。</p> <p>a 市道実延長 車道部 <u>506.3km</u></p> <p>b 市道除雪延長 車道部 <u>309.3km</u>(除雪実施率<u>61.0%</u>／消雪含む)</p> <p>(内訳)</p> <p>(a) 幹線市道 車道部延長96.2km 除雪延長 87.2km 除雪実施率90.6%</p> <p>(b) その他市道 車道部延長<u>410.1km</u> 除雪延長 <u>222.1km</u> 除雪実施率<u>54.2%</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 豪雪対策本部の設置</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豪雪対策連絡会議の組織</p> <p>ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進監、<u>技監、総務参事、厚生参事、産業参事、</u>会計管理者、教育総務課長、総務課長を以って組織する。</p> <p>イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 本部の組織</p> <p>ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、<u>庁内の監職、</u>参事職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 雪害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 略</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 除雪体制</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交通の確保</p> <p>ア 略</p> <p>イ 市道の除雪</p> <p>(ア) 市道路除雪計画に定めるところにより、市は、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。</p> <p>(イ) 市道の除雪延長は次のとおりである。</p> <p>a 市道実延長 車道部 <u>505.4km</u></p> <p>b 市道除雪延長 車道部 <u>310.0km</u>(除雪実施率<u>61.3%</u>／消雪含む)</p> <p>(内訳)</p> <p>(a) 幹線市道 車道部延長96.2km 除雪延長 87.2km 除雪実施率90.6%</p> <p>(b) その他市道 車道部延長<u>409.2km</u> 除雪延長 <u>222.8km</u> 除雪実施率<u>54.4%</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p><b>2 略</b></p> <p><b>3 豪雪対策本部の設置</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豪雪対策連絡会議の組織</p> <p>ア 豪雪対策連絡会議は、副市長を議長とし、教育長、政策推進監、<u>技術参与、危機管理参与、総務参事、厚生参事、産業参事、建設参事、</u>会計管理者、教育総務課長、総務課長を以って組織する。</p> <p>イ 豪雪対策連絡会議の事務局は総務課に置くものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 本部の組織</p> <p>ア 豪雪対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、<u>庁内の監職、参与職、</u>参事職、課長職にあるもの者を本部員として組織する。</p>	<p>時点修正</p> <p>令和5年度市の組織にあわせた修正</p>



現 行	修 正	修正理由等																							
<p>イ 事務局は総務課に置くものとする。 (5)～(7) 略</p> <p><b>第2章 道路災害対策 略</b></p> <p><b>第3章 鉄道災害対策 略</b></p> <p><b>第4章 航空災害対策 略</b></p> <p><b>第5章 林野火災対策</b> <b>第1節 災害予防計画</b></p> <p>自然環境と<b>森林資源</b>を林野火災の被害から守るために、市及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。</p> <p>1～3 略</p> <p><b>第2節 略</b></p> <p><b>第6章 原子力災害対策</b> <b>第1節 対策の概要</b></p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 山形県の隣県に立地する原子力施設</b> (1) 略 (2) 福島県</p> <table border="1" data-bbox="195 1583 1240 1787"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>市境までの最短距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京電力 株式会社</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 新潟県</p>	事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	東京電力 株式会社	略	略	略	略	略	略	<p>イ 事務局は総務課に置くものとする。 (5)～(7) 略</p> <p><b>第2章 道路災害対策 略</b></p> <p><b>第3章 鉄道災害対策 略</b></p> <p><b>第4章 航空災害対策 略</b></p> <p><b>第5章 林野火災対策</b> <b>第1節 災害予防計画</b></p> <p>自然環境と<b>森林資源及び市民の生命財産</b>を林野火災の被害から守るために、市及び県、国、関係機関が実施する災害予防対策について定める。</p> <p>1～3 略</p> <p><b>第2節 略</b></p> <p><b>第6章 原子力災害対策</b> <b>第1節 対策の概要</b></p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 山形県の隣県に立地する原子力施設</b> (1) 略 (2) 福島県</p> <table border="1" data-bbox="1305 1583 2350 1787"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>市境までの最短距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京電力 ホールディングス 株式会社</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 新潟県</p>	事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	東京電力 ホールディングス 株式会社	略	略	略	略	略	略	略	<p>目的に市民の生命財産を追加</p> <p>会社名の変更</p>
事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離																						
東京電力 株式会社	略	略	略																						
	略	略	略																						
事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離																						
東京電力 ホールディングス 株式会社	略	略	略																						
略	略	略	略																						

現 行				修 正				修正理由等
事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	事業者名	施設名	所在地	市境までの最短距離	会社名の変更
東京電力株式会社	略	略	略	東京電力ホールディングス株式会社	略	略	略	
<b>第2節 略</b>				<b>第2節 略</b>				
<b>第3節 災害応急対策計画</b>				<b>第3節 災害応急対策計画</b>				
略				略				
1～4 略				1～4 略				
<b>5 原子力災害医療活動</b>				<b>5 原子力災害医療活動</b>				
市は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。				市は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。				
なお、市は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、 <u>被ばく医療機関</u> に移送すべく対処する。				なお、市は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、 <u>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等</u> に移送すべく対処する。				表現の適正化
<b>6 飲食物の摂取制限措置等</b>				<b>6 飲食物の摂取制限措置等</b>				
(1) 基準値超過食品の流通防止措置				(1) 基準値超過食品の流通防止措置				
ア 県が行う流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質がOIL(※)や <u>管理目標値</u> を超えた場合、市は、県による当該食品の廃棄、回収及び原因の調査等について協力する。				ア 県が行う流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質がOIL(※)や <u>食品衛生法で定める基準値</u> を超えた場合、市は、県による当該食品の廃棄、回収及び原因の調査等について協力する。				表現の適正化
イ 市は、緊急時における放射性物質検査の結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、OILや <u>管理目標値</u> を超えた場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、農林水産物等の生産者及び関係事業者並びに市民に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。				イ 市は、緊急時における放射性物質検査の結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、OILや <u>食品衛生法で定める基準値</u> を超えた場合は、県及び国の指導・助言・指示等に基づき、農林水産物等の生産者及び関係事業者並びに市民に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。				
(2) 略				(2) 略				
7 略				7 略				
<b>第4節 略</b>				<b>第4節 略</b>				